

業 務 委 託 契 約 書 (案)

業務名称：令和7年度沖縄市北部地区産業廃棄物最終処分場内廃棄物堆積状況測量業務
(以下「委託業務」という。)

履行期間：契約締結日 から 令和7年12月19日まで

契約金額：金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

契約保証金：金 円 (財務規則第101条に基づき決定)

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。)と、受託者 (以下「乙」という。)とは、以下に定めるとおり、委託契約を締結するものとする。

(総則)

第1条 乙は、別紙「仕様書」及び次条に定める実施計画書に基づき、上記の履行期間内において、誠実に頭書の委託業務を行い、及び完了しなくてはならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託業務を実施するために必要な基本的な考え方を示した実施計画書を定め、契約締結の日の翌日から起算して14日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定による実施計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

(実施計画の変更)

第3条 甲又は乙の事情により実施計画書の内容を変更するときは、事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合は、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出しなくてはならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第4条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の譲渡等）

第5条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしなくとも、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

（再委託）

第6条 乙は、本契約の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託承認申請書を甲に提出し承認を受けなければならない。ただし、仕様書にある軽微な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

3 乙は、指名停止を受けているもの、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた契約の履行及び当該第三者の行為については全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙は損害を補償しなければならない。

5 乙が第1項から第4項までのいずれかに違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が本契約の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害については、甲は賠償責任を負わないものとする。

（労働関係法令の遵守及び委託業務の調査等）

第7条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

3 甲は、前項の規定による調査等の結果、必要があるときは、乙に対し適切な措置をとるべきことを指示することができる。

（委託業務の変更及び一時中止）

第8条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。

る。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、甲又は乙の申し出により、事前に甲乙で協議するものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、10日以内に業務完了報告書及びその電子データを収納した電子媒体を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書等を受領したときは、受領した日の翌日から起算して速やかに完了確認のための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、報告書等の補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届出、報告書等を提出して再検査を受けなければならない。

4 委託業務の引渡しは、第2項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 乙は、第9条の検査完了後、甲からの検査合格の通知の受領をもって契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に契約代金を支払わなければならない。

(損害の負担)

第11条 この委託業務の処理に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合における遅延金)

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間満了の日までに委託業務を完了することができないことが明らかであると認められる場合であって、履行期間経過後相当の期間内に完了することができることを認めるときは、乙から履行遅延金を徴収して、履行期間を延長することができる。

2 前項の履行遅延金は、同項に定める相当の期間内において、履行期間満了の日の翌日から起算して委託業務が完了した日までの日数について、契約金額に年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、甲がその帰すべき事由により、第10条第2項に定める期間内に、契約金額の支払いを行わない場合にあつては、甲に対し、当該金額に年2.5パーセントの割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(不可抗力発生時の対応)

第13条 不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、疫病及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由

をいう。以下同じ。)が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(甲の契約解除権及び違約金)

第 14 条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙が契約保証金を免除されているときは、乙は損害賠償金として、契約金額の 100 分の 10 相当額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が正当の事由なく、甲に対し本契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が正当の事由なく、30 日以内に委託業務に着手しないとき。
- (4) 乙が、第 4 条又は第 6 条の規定に違反したとき。
- (5) 乙又はその代理人、使用人等が、委託業務の履行に関し、不正な行為を行ったとき。

2 甲は、前項の規定によらず、乙が次の各号の一つに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(損害の負担)

第 15 条 甲は、前条に定める場合のほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

2 前項による損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の契約解除権及び違約金)

第 16 条 乙は、次の各号の一つに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲に対し、損害賠償を請求することができ

る。

(1) 甲が第8条の規定により業務内容を変更し、又は一時中止したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反したことによって、乙が当該契約を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 前項による損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(下請負契約等に関する契約解除)

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約不適合責任)

第20条 甲に納入された報告書等が、本契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であることが判明した場合には、甲は、第9条第4項に規定する引渡しの完了の日の翌日から起算して、1年以内に限り、乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完を請求することができる。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 甲は乙に対し、前項の契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第21条 本契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(帳簿の保管等)

第22条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、帳簿を備え、支出額を費目毎、

種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、甲からの検査合格の通知の受領を受けた日の会計年度の翌日から5年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(補則)

第 23 条 本契約について、疑義、定めのない事項等が生じた場合は、甲乙協議して定めることとする。

以上の契約締結の証として契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙